

平成30年4月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

空気圧縮機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガス栓（都市ガス用）1件、
ガスこんろ（LPガス用）1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちエアコン1件、空気圧縮機1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち装飾用電灯器具（LEDイルミネーションライト）1件） | 1件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社ナカトミが輸入した空気圧縮機について（管理番号：A201700845）

①事象について

株式会社ナカトミ（法人番号：5100001005842）が輸入した空気圧縮機を使用後、電源を入れたままにしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の電源を入れたまま低温環境下に放置したことにより、モーターが起動不良を起こし、また、安全装置が作動しなかったため、モーターが過熱して発火したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）1月14日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行うとともに、販売店における店頭掲示等により注意喚起を行い、製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品：機種・型式、輸入期間、対象台数

機種・型式	輸入期間	対象台数
CP-1450	2006年12月～2007年1月	1,841
CP-1460	2006年12月～2007年1月	1,729
合 計		3,570

2007年（平成19年）1月14日からリコール（製品回収・返金）を実施
回収率：79.7%（2018年3月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700845）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	0	—
2016年度	0	—	2012年度	0	—
2015年度	0	—	2011年度	0	—
2014年度	0	—	2010年度	1	火災

<対象製品の外観>



(写真はCP-1450)



(写真はCP-1460)

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社ナカトミ お客様サービス室

電話番号：0120-557-181

026-245-3105

受付時間：10時～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.nakatomi-sangyo.com/info/CP-14501460.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700840	平成30年3月20日	平成30年3月29日	ガス栓(都市ガス用)	FV247A	株式会社藤井合金製作所	火災	当該製品に接続していたガスこんろを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	平成30年3月22日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成30年3月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700841	平成30年1月19日	平成30年3月29日	ガスこんろ(LPガス用)	RTS65AWG35R2N	リンナイ株式会社	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月20日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700844	平成30年3月15日	平成30年3月30日	エアコン	SRK408KRZ	三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201700845	平成30年3月25日	平成30年3月30日	空気圧縮機	CP-1450	株式会社ナカトミ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用後、電源を入れたままにしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、電源を入れたまま低温環境下に放置したことにより、モーターが起動不良を起こし、また、安全装置が作動しなかったため、モーターが過熱して発火したものと考えられる。	青森県	平成19年1月14日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:79.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700842	平成29年12月20日	平成30年3月30日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	火災	宿泊施設の浴室で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	平成29年12月28日に公表した装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)に関する事故(A201700601)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月27日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

エアコン（管理番号：A201700844）

